

転用申請をする場合

申請期限 毎月5日が締め切り日です。(5日が休日の場合は、前の平日が締切日)

■ 申請書類(一般個人として転用する場合)

申請書(添付書類あり) . . . 2部(添付書類も2部)
許可書(添付書類なし) . . . 1部(様式の下部に県知事名が記載されたもの)

所有権の移転・使用貸借・賃貸借の場合 . . . 5条第1項の申請書
所有権の移転等が無い場合 . . . 4条第1項の申請書

添付書類 . . . 2部(一部は原本、一部は写しでも可)

- 土地登記事項証明謄本(法務局大洲支局)
 - ・ 申請地以外に一体的に利用する場合は一体利用地すべての登記簿謄本(要約書でも可)また、所有者が申請人以外の場合は所有者の承諾書等。抵当権が入っている場合は抵当権者の承諾書等。
- 位置見取図(西予市全図又は旧町全図程度)
 - ・ 全図に申請位置を示す。
- 位置図(住宅地図等)
 - ・ 住宅地図等に申請位置を示す。
- 地番地目図(市税務課又は法務局大洲支局で発行される地積図)
 - ・ 地籍図(市税務課・法務局大洲支局で発行される地籍図)に申請位置を赤等で囲み申請地と書き、申請地周囲の現況の地目を書く
- 配置図
 - ・ 申請地の中にどのように配置(土地利用計画)するかを示す。
 - ・ 申請地の土地に対して住宅・駐車場とか庭、進入路等を示す。
 - ・ 方位、縮尺、寸法等を記入する。
 - ・ 配置される物の面積及び算出根拠を示す。
- 建築平面図
 - ・ 建築物がある場合は、その建築物の平面図を添付する。
- 写真
 - ・ A4用紙等に貼り撮影年月日、方位を記入し申請地を赤等で囲む。
 - ・ 申請地が複数の場合は地番も記入
- 他法令の許認可
 - ・ 他法令の許認可(水路占用、道路用途廃止、開発許可等)が必要な場合は許可書か申請書の写し。
- その他 担当農業委員へ事業内容の連絡
- 土地改良区の意見書(三瓶町・宇和町土地改良区)
 - ・ 土地改良区のある地区は、農地転用等の通知及び意見書交付申請書をし、土地改良区の意見書を提出下さい。

- ※ 位置見取図、地番地目図、配置図、建築平面図はそれぞれ図面の上部等に題名を記入してください
- ※ 農地ではない状態になっている場合（違反転用）は始末書
 - ・ 始末書は、至った時期・経緯・理由等を具体的に記載して下さい。氏名は、必ず自署して押印下さい。
- ※ 賃借権設定及び利用権設定をしている場合は原則解約すること
- ※ 場合によっては、その他の添付書類が必要になることがあります。

■ 事業として転用する場合の追加添付書類

一般の場合の添付書類の他に下記のものが必要です。

- 事業計画書 事業として行う場合
- 必要面積検討表 車・資材を置く場合など
- 資金計画書 残高証明書や融資証明書等（金融機関発行）

法人事業者の場合の追加添付書類

一般・事業者の場合の添付書類の他に下記のものが必要です。

- 会社の登記簿謄本
- 会社の定款 原本証明し証明日を記入のこと
- 役員決議録 原本証明し証明日を記入のこと

■ 審査基準

農地法第4・5条（農地の転用・所有権移転等）

- 周辺の営農条件に悪影響を与えないこと
- 優良農地（農用地域内にある農地・おおむね 10ha 以上の規模の1団の農地・土地改良事業を実施した農地等）ではないか
- 事業者の資力・信用はあるか
 - ・ 過去に転用許可を得たのに完了していない場合、転用時期や利用開始時期が明確でない場合は許可できない。
- 土砂の流出又は崩壊のその他の災害を発生させるおそれはないか
- 農業用排水施設の有する機能に支障が生じないか